

_____ 様

ヘルパーステーション 夕凧の里
(訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス)

重 要 事 項 説 明 書



社会福祉法人よつば会

ヘルパーステーション 夕凧の里 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 よつば会
代表者名	理事長 中森 寛
所在地・連絡先	(所在地) 滋賀県草津市南笠町891番地 (電話) 077-561-7500 (FAX) 077-561-7501

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ヘルパーステーション 夕凧の里
所在地・連絡先	(所在地) 京都府宮津市字波路小字新町2433 (電話) 0772-22-7887 (FAX) 0772-22-0432
事業所番号	2672100134
管理者の氏名	高橋 洋平

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	1		1			0.1	特養と兼務
サービス提供責任者	2		1			2	訪問介護員と兼務
訪問介護員	4	2	1	1		3.8	訪問介護

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	宮津市
------------	-----

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業時間	8時30分～17時（月～土）
サービスの中止	大雨・風水害・豪雪等警報が発令された時は、サービスの提供を中止させていただく事があります。

※ 営業しない日：12月30日～1月3日

3 サービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者様のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話もしくは自立支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者様の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者様に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など要支援状態の方には必要な支援を行います。

■ 訪問介護計画の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を利用者様に説明します。

4 利用料

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。（自己負担分：サービス利用料の1割負担、2割負担又は3割負担）

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

1) 介護予防訪問介護相当サービス利用料

区分		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護費 (Ⅰ)	週1回程度の度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2	1,176単位	1,176円	2,352円	3,528円
介護予防訪問介護費 (Ⅱ)	週2回程度の利用が必要な場合 要支援1・要支援2	2,349単位	2,349円	4,698円	7,047円
介護予防訪問介護費 (Ⅲ)	週3回程度の利用が必要な場合 要支援2	3,727単位	3,727円	7,454円	11,181円

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	該当基本単位・加算基本単位数の24.5%
--------------	----------------------

※端数処理のため、実際の支払合計金額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

加算項目	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200単位	2,000円/月	200円/月	400円/月	600円/月

2) 訪問介護 日額 (単位：円)

サービス内容		単位数	利用料金	自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163単位	1,630円	195円	391円	586円
	20分以上30分未満	244単位	2,440円	292円	585円	878円
	30分以上1時間未満	387単位	3,870円	464円	928円	1,393円
	1時間以上	567単位	5,670円	680円	1,360円	2,041円
	以降30分ごとに加算	82単位	820円	98円	196円	295円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,790円	214円	429円	644円
	45分以上	220単位	2,200円	264円	528円	792円

介護職員等処遇改善加算 I	該当基本単位・加算基本単位数の24.5%
---------------	----------------------

※端数処理のため、実際の支払合計金額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

■訪問介護加算項目

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200単位	2,000円/月	200円/月	400円/月	600円/月
緊急時訪問加算 (身体介護のみ)	100単位	1,000円/回	100円/回	200円/回	300円/回
口腔連携強化加算	50単位	500円/月	50円/月	100円/月	150円/月

4) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額となります。

- 一 通常の実施地域を越えた地点から、
片道4キロメートル以上10キロメートル未満 200円
- 二 事業の実施地域を越えた地点から、
片道10キロメートル以上20キロメートル未満 400円
- 三 事業の実施区域を越えた地点から、
片道20キロメートル以上30キロメートル未満 600円

前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者様又はそのご家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日17時までに連絡がなかった場合	800円

6) 利用料等のお支払方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し(月末締め)、ご利用期間分の合計金額を毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの方法があります。

現金払いの場合は、事前に電話等により予約をいただいてからお越しくください。事務職員の状況により支払いできないことがありますのでご了承ください。

予約電話番号：0772-22-0428 担当：黒垣・古旗

お振込みを選択いただいた方は、下記口座に振込みをお願いします。

銀行名 京都北都信用金庫
支店名 本店営業部
口座種別 普通預金
口座番号 1129171
口座名義 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かい よつば会

金融機関口座自動引き落としの場合は、明治安田収納ビジネスサービス株式会社を利用します。

7) 利用料に関する補足事項

1. サービス料金表にある料金の額は、利用者様の所在する市町村が定める額となっています。改定があった場合や職員体制等の変更があった場合、料金額も変更させていただきます。その場合は書面にてお知らせさせていただきます。
2. サービスの料金設定の基本となる時間は、実際のサービスの提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。
3. やむを得ない理由で、かつ利用者様の同意を得て、二人介助を行う場合は、2人分の料金をいただきます（サービス料金表に記載してある倍額）。
4. やむを得ない事情で、利用者様やご家族から予定時間を延長する要望があった場合は、時間に応じた料金をいただきます。90分を超えて延長の料金があった場合は、延長料金をいただきます。
5. サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話その他消耗品等の費用は、利用者様の負担となります。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護及び要支援にある利用者様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業者は、利用者様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者様の要介護状態及び要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) その他

従業員研修については採用時研修の他、年1回以上の継続研修を行っています。

6. 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	窓口担当者 訪問介護支援事業所 管理者 ご利用日時 月曜日～土曜日 (12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く) 9:00～17:00 ご利用方法 電話 0772-22-0428 面接 当施設内相談室	
当施設以外での 相談窓口	丹後保健所 企画調整室	所在地 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-0361
	宮津市 健康福祉部	所在地 宮津市字浜町3012 ミップル4階 電話番号 0772-45-1619
	国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 京都市下京区烏丸四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者様及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者様及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待の発生またはその再発防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 高橋洋平

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

11 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者様もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③利用者様もしくはご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

④利用者様のご家族等に対するサービス提供

⑤飲酒・喫煙及び飲食

⑥身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑦その他利用者様もしくはそのご家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(2) 利用者様 及び ご家族等の禁止行為

契約書記載事項及びサービスの利用に関する留意事項をお守りいただけない場合、契約を解除させていただく場合がございます。

<契約を解除する場合の具体例>

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつけるなどの行為や、刃物を向ける行為、つねる・叩くなどの暴力行為等
- ・怒鳴る・大声や奇声を発する行為等

セクシャルハラスメント

- ・介護を行う上で必要以上に介護従事者の体を触る行為等
- ・強く腕を引っぱり抱き寄せる等
- ・その他、一般的にセクシャルハラスメントに該当する行為

その他

- ・不当な要求
- ・職員の個人情報が必要以上に聞く行為
- ・ストーカー行為
- ・利用者様の身元引受人及びご家族・知人からの同様の行為

(3) その他

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

12 その他

- ヘルパーの訪問予定の時間は必ず自宅にいただきますようお願いいたします。
利用者様不在の場合はヘルパー訪問できませんのでよろしくお願いいたします。
- 玄関で挨拶させていただいた際、返答が無い場合は家の中へ入らせていただく事もあります。ご了承下さい。
- ヘルパー訪問時の利用者様の身体に異常が見られ、救急搬送が必要な場合は、ご家族に連絡するより先に救急車を要請する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 訪問時間が訪問事情または交通事情等により、予定時間より多少前後することがありますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

13. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業者で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施した直近の年月日】：2021年7月19日

【第三者評価機関名】：一般社団法人 京都ボランティア協会

【評価結果の開示状況】：京都第三者評価 HPにて掲載

説明年月日： 令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名： _____

ヘルプステーション 夕凧の里にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項説明書についての説明を受けました。また、「個人情報の利用目的」について説明を受け、同意します。

ご 利 用 者 氏 名： _____

身元引受人 氏 名： _____

利用者との関係： _____

この証として、本書2通を作成し署名捺印のうえ、各自その1通を保有します。